



宮 崎 県 公 報

平成19年 4 月 1 日 (日曜日) 号外 第 51 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	告 示	
○宮崎県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則…… (税務課)	1	○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法………	(税務課) 11
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…… (“)	3		
○宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正			

規 則

宮崎県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十三号

宮崎県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

宮崎県納税貯蓄組合規則 (昭和二十五年宮崎県規則第三十一号)

の一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

(表)

5 4 ミ リ メ ー ト ル	第 号
	納 税 貯 蓄 組 合 検 査 職 員 証
	所 属 宮 崎 県 職 員
	宮 崎 県 知 事 印

-----90 ミリメートル-----

(裏)

1 交付年月日 年 月 日
2 この証票は、納税貯蓄組合連合会、納税貯蓄組合又はその組合員 に対して質問し、又は補助金の交付に関しての帳簿書類を検査する 場合において、その職務を指定された職員であることを証明するた めに交付したものである。
3 この証票は、納税貯蓄組合法第 11 条第 3 項の規定によつて交付し たものである。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十四号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和三十九年宮崎県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「事務吏員」を「職員」に改める。

第八十四条の二第三号ア中「から第三号」を「から第五号」に改め、同号イからオまでを次のように改める。

- イ 社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる第二種社会福祉事業のうち老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業又は老人デイサービスセンター、老人福祉センター若しくは老人介護支援センターを経営する事業
- ウ 社会福祉法第二条第三項第四号の二に掲げる第二種社会福祉事業のうち障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）、移動支援事業又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームを経営する事業
- エ 社会福祉法第二条第三項第五号に掲げる第二種社会福祉事業のうち身体障害者福祉センターを経営する事業
- オ 社会福祉法第二条第三項第七号に掲げる第二種社会福祉事業

第八十四条の二第三号カを削る。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「宮崎県事務処置」を「宮崎県職処」に改める。

別記様式第五号（その三の二）を次のように改める。

様式第 5 号 (その 3 の 2) (第 5 条関係)

自動車税納税通知書

年 度	年度	登録番号	
税 目	自動車税	税 額	円
事務所	県税事務所	納 期 限	年 月 日
備 考			
クレジット納付用番号	・課税年度= ・確認番号=		・課税番号=

上記の税額を下の納付書により納めてください。
なお、納期限までに完納されないときは、延滞金が加算されます。

年 月 日

宮崎県 県税事務所長 印

- 納付場所 (詳細は、納付書裏面をごらんください。)
 - 宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州 (沖縄を除く。) の郵便局、県指定のコンビニエンスストア又は県内の県税事務所
 - ※クレジットカードによる納付は、県指定代理納付者が運営するウェブサイト
- 課税の根拠

この税は、地方税法第 145 条及び宮崎県税条例第 2 条の規定により賦課されたものです。
- 滞納処分

納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 不服申立て等

(1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 5 条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書 (2 通) は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

(2) 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記 (1) の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があつた日から 3 月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

宮崎県 領収済通知書 県 税

口座番号	加入者名	県税事務所出納員	
年度	事務	登録番号	CD
税 額	延滞金		CD

区分	02	年度	税目	自動車税	事務所	県税事務所
登録番号		CD	日限	実績年月		
課税区分				進番		
税 額		円	納 期 限		年 月 日	
延滞金		円				
合 計		円	取りまとめ	郵便局		
			郵便局	郵便番号		

領 収 日 付 印

取りまとめ局→加入者 (宮崎県・コンビニ本部控)

納付書 (原符)

口座番号	加入者名	県税事務所出納員
------	------	----------

年度	自動車税	県 税 務 所
登録番号		
税 額		円
延滞金		円
合 計		円
納 期 限		年 月 日
福振第		号承認

領 収 日 付 印

(金融機関・受付局・コンビニ店舗控)

領収証書

口座番号	加入者名	県税事務所出納員
------	------	----------

年度	自動車税
登録番号	
税 額	円
延滞金	円
合 計	円
納 期 限	年 月 日

領 収 日 付 印 (収入印紙不要)

(納税者 (お客さま) 控)

自動車税納税証明書 (継続検査(車検)用)

下記の自動車に課税された自動車税については、滞納がないことを証明します。
宮崎県

県税事務所長 印

登録番号

車台番号 (下 7 桁)

有効期限

年 月 日

この証明書は継続検査(車検)に必要です。車検とともに大切に保存してください。
なお、①登録番号及び有効期限が**印のもの、②領収日付印がないもの及び③領収日付が納期限を過ぎたものは、証明書として使用できません。

納 期 限

年 月 日

領 収 日 付 印

(納税者 (お客さま) 控)

別記様式第 9 号 (その 1) を次のように改める。

様式第9号 (その2) (第5条関係)

督 促 状

年 度	年 度	登 録 番 号	
税 目	自 動 車 税	税 額	円
納期限	年 月 日	延 滞 金	法律による金額
備 考			

(注意事項)

- 1 滞納処分
この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を行います。
- 2 延滞金
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に法律で定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。

3 不服申立て等

- (1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることが出来ます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
- (2) 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ア 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
 イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※ この督促状到達前に完納のときは、行き違いですので、あしからず御了承ください。

右の注意事項をよくお読みの上、上記の金額を至急納めてください。

年 月 日

宮崎県

県税事務所長 印

別記様式第三十七号中「係長」を「担当リーダー」に改める。

別記様式第百一十五号中「

収	課
長	長

係長」を「

納	課
長	長

担当リーダー」に改める。

別記様式第百四十五号中

「

申告書提出期限	年 月 日
---------	-------

」を

「

事業税申告書提出期限	年 月 日
------------	-------

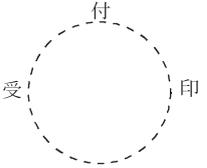
」に

「1 差引税額については、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、差引税額に法律で定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付してください。」を

「1 不足税額等については、別添の納付書によって指定納期前までは、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収付代理金融機関、九州（中興目を除く。）の各郵便局又は自身の届出郵便所で納付してください（差引税額については、法の規定により計算した金額に相当する延滞金が加算されます。）。」に改める。

別記様式第百四十八号の三を次のように改める。

様式第 148 号の 3 (第 52 条関係)

<div style="text-align: center;">  </div>		県 民 税 徴 収 取 扱 費 計 算 書								
		年 月 日 市 町 村 長 印								
宮崎県税条例第 29 条の規定により、下記のとおり提出します。										
年 度	計算期間	年 月 日	から	年 月 日	まで	提出期限	6・9・12・3 各月 15 日			
区 分		徴 収 取 扱 費			備 考					
		基 礎	算 定 率	金 額						
1 納税義務者の数によるもの		納税義務者の数		円						
(1) 前年度分 (3月31日現在の納税義務者数-当初課税時の納税義務者数)		人		円						
(2) 本年度の当初課税時の納税義務者数による分		人		円						
(3) 過年度について、新たに賦課決定を行った納税義務者数による分		人		円						
2 過誤納金に相当する金額 (平成 19 年度以後の年度分に係る滞納繰越分)		還 付 金 の 額	あん分率	円		左のうち 延滞金額	過少申告 加算金	不申告 加算金	重加算金	
		円		円		円	円	円	円	
3 過誤納金に係る還付加算金に相当する金額		還付加算金の額	あん分率	円						
		円		円						
4 納期前納付に対する報奨金に相当する金額		報 奨 金 の 額	あん分率	円		納期前納付額 円				
		円		円						
5 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る控除額のうち、所得割から控除できずに市町村が還付又は充当した額		還 付 ・ 充 当 額	円		円					
		円	円		円					
6 過年度に行つた賦課決定を取消した納税義務者数分の精算		納税義務者の数		円						
(1) 平成 19 年度及び平成 20 年度の賦課決定に係る分		人	4,000 円	円						
(2) 平成 21 年度以降の賦課決定に係る分		人	3,000 円	円						
合 計					円 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧-⑨)					

(注意)

- この様式は、平成 19 年度以降課税分に係る徴収取扱費を算定する際に使用するものとし、平成 18 年度以前課税分に係る徴収取扱費を算定する際には従前の様式を使用する。
- 1 (1) 及び (2) の納税義務者の数については、過年度課税分及び退職所得の分離課税に係る人数を含まないものとし、かつ、同一納税義務者が普通徴収と特別徴収の両方により個人県民税を納付し、又は納入している場合は、あわせて 1 人と計上すること。
- 1 (1) 及び (2) は 6 月提出分のみ記入すること。
- 1 (1) は、平成 20 年度以降記入すること。
- 1 (1) は、0 以下になる場合でも記入すること。
- 1 (3) 及び 6 については、同一納税義務者に係る複数年度分の賦課決定又は課税取消しがあつた場合は、それぞれ各年度ごとに 1 人として計上すること。

別記様式第五十一号中

2 不服申立て等
この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税務所を経由して提出してください。
行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

2 納付の場所等について
不足税額等については、指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州（沖縄県を除く。）の各郵便局又は県内の県税事務所で納付してください。
3 不服申立て等
この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税務所を経由して提出してください。
行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

別記様式第五十一号の1及び別記様式第五十一号の四中

2 不服申立て等
（1）この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税務所を経由して提出してください。
（2）行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当することができます。
ア 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

2 納付の場所等について
不足税額等については、指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州（沖縄県を除く。）の各郵便局又は県内の県税事務所で納付してください。
3 不服申立て等
（1）この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書（2通）は、なるべく当県税務所を経由して提出してください。
（2）行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ア 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

別記様式第五十一号中「第32条の2」を「第32条の5」に改める。

別記様式第六十一号の七中

「この通知書による不足税額等は、同封の納付（納入）書によって指定納期限までに納めてください。」を

「不足税額等については、同封の納付書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州（沖縄県を除く。）の各郵便局又は県内の県税事務所で納付してください。」に改める。

別記様式第六十八号中「係長」を「担当リーダー」に改める。

別記様式第七十一号中

「この通知書による不足税額等は、同封の納付（納入）書によって指定納期限までに納めてください。」を

「不足税額等については、同封の納付書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州（沖縄県を除く。）の各郵便局又は県内の県税事務所で納付してください。」に改める。

別記様式第一二五号中「係長」を「担当リーダー」に改める。

別記様式第一二五号中

「この通知書による不足税額等は、同封の納付（納入）書によって指定納期限までに納めてください。」を

「不足税額等については、同封の納付書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州（沖縄県を除く。）の各郵便局又は県内の県税事務所で納付してください。」に改める。

別記様式第一二五号を次のように改める。

様式第225号(第103条関係)

(表)
年度 狩猟税申告書

受	付	印	県税事務所長 殿		申告者	住所	
			年 月 日	氏名	職業		
狩猟免許			年 月 日	狩猟免許番号		第	号
狩猟免許の種類 (該当するものを○で囲んでください。)				第一種 網 わな 第二種			
狩猟をしようとする場所 (該当するものを○で囲んでください。)				1 県下全域 2 放鳥獣猟区のみ 3 放鳥獣猟区以外			
免許の種類	税率の区分 (該当する区分の号数を○で囲んでください。)					税 額 (地方税法第700条の52 第2項第1号に該当する 場合は、各税額の1/4の 税額。同項第2号に該当 する場合は、各税額の 3/4の税額)	
	当該年度の県民税の所得割額の納付の必要の有無等						
第一種	1号	1 所得割額の納付を要する者 2 所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事する者を除く。)				16,500円	
	2号	3 所得割額の納付を要しない者で控除対象配偶者又は扶養親族以外のもの 4 所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族 5 所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事するもの				11,000円	
網 又は わな	3号	1 所得割額の納付を要する者 2 所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事する者を除く。)				8,200円	
	4号	3 所得割額の納付を要しない者で控除対象配偶者又は扶養親族以外のもの 4 所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族 5 所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事するもの				5,500円	
第二種	5号	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者				5,500円	
証紙は り 付 け 欄	(注意) 宮崎県知事の狩猟者の登録を受ける者は、県が発行する証紙をはり付けてください。 はり付けた証紙を消印したり、汚損したりしないでください。						

※処理事項	税額確認	番号第	号	摘要
		年月日	・	
		取扱者	㊟	

お 願 い

- この申告書は、狩猟者の登録を受けるときに所轄の県税事務所に提出してください。
- 第一種銃猟免許、網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2号又は4号税率の適用を受けるものは、裏面に市町村長の証明を受けてください。
- ※印欄は、記入しないでください。

(注) 詳しくは、裏面を参照してください。

(裏)

(注)

- 1 地方税法第 700 条の 52 第 1 項第 2 号の税率 (11,000 円) 又は同項第 4 号の税率 (5,500 円) が適用されるのは、次のいずれかに該当する場合です。(該当者は、市町村長の証明を受けてください。)
 - (1) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で地方税法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者 (以下「控除対象配偶者」という。) 又は同項第 8 号に規定する扶養親族 (以下「扶養親族」という。) 以外のもの
 - (2) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族
 - (3) 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農業、水産業又は林業に従事しているもの。
- 2 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける場合は、狩猟税が地方税法第 700 条の 52 第 2 項第 1 号の規定により 4 分の 1 に軽減されます。
- 3 2 の登録を受けている者が、放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所の登録を受ける場合は、狩猟税が地方税法第 700 条の 52 第 2 項第 2 号の規定により 4 分の 3 に軽減されません。
- 4 職業欄は、『狩猟者登録申請書』の『(6) 職業』と一致すること。

証 明 欄 (2 号又は 4 号税率の適用を受ける者のみ)

上記の者は、

- 1 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で控除対象配偶者又は扶養親族以外のもの
- 2 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族
- 3 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で農業、水産業又は林業に従事しているもの

であることを証明します。

年 月 日

市 町 村 長



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第二百二十五号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成十九年四月十六日から施行する。

(個人の県民税の徴収取扱費に係る経過措置)

2 この規則による改正後の宮崎県税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別記様式第四百四十八号の三の規定は、平成十九年度以後に賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費について適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

(狩猟税に係る経過措置)

3 改正後の規則別記様式第二百二十五号の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(用紙に関する経過措置)

4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則別記様式第三十七号、別記様式第二百二十五号、別記様式第百六十八号及び別記様式第二百二十号の用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十五号

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年宮崎県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十五号中

「この通知書による不足税額等は、同封の納付(納入)書によって指定納期までに納めてください。」を
「不足税額等については、同封の納付(納入)書によって指定納期までは、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州(牛欄税を除く。)の郵便局又は徴収事務所まで納付してください。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。



宮崎県告示第三百四十六号の二

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第四条第二項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法は、次に掲げる方法とする。

平成十九年四月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請等を行おうとする者が、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条第一項第二号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行

う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。